

坂戸市建設工事総合評価方式試行要領

(平成19年10月29日施行)

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令第167条の10の2の規定により価格及びその他の条件が市にとって最も有利となるものをもって申込みをした者を、落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式により入札を行う工事（以下「対象工事」という。）は、建設工事を発注する所管の所属長（以下「所属長」という。）の意見を聴いて坂戸市工事請負業者等指名委員会（以下「指名委員会」という。）が選定する。

(総合評価の方法)

第3条 指名委員会は、所属長の意見を聴いて対象工事の目的及び内容に応じ、総合評価方式の選択、工事価格以外の評価対象とする項目（以下「評価項目」という。）及び評価の方法を定めるものとする。

(評価項目の選定等)

第4条 所属長は、前条により指名委員会が定めたところにより、対象工事の入札における総合評価方式の選択、評価項目の選定、配点の設定等を行うものとする。

(学識経験者の意見の聴取)

第5条 市長は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる事項に関し学識経験を有する者2人以上の意見をあらかじめ聴かなければならない。

(1) 総合評価方式による入札を行おうとするとき

総合評価方式による入札を行うことの適否

(2) 総合評価方式において落札者を決定しようとするとき

予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が坂戸市にとって最も有利なもの決定

(3) 落札者決定基準を定めようとするとき

当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

(その他必要な事項)

第6条 市長は、総合評価方式の試行に当たり必要な事項を別途定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成19年10月29日から施行する。

2 第5条の規定により、市長が学識経験を有する者2人以上の意見を聴く場合において、学識経験を有する者2人以上を確保することが困難であるなど相当の理由が認められるときには、当面、埼玉県総合評価審査委員会設置要綱附則第2項の規定に基づく小委員会に依頼してその意見を聴くことによっ

て、同条の意見聴取に代えることができるものとする。

(参考)

埼玉県総合評価審査小委員会構成員

西部ブロック（土木関係）

委員長 総合技術幹

副委員長 川越県土整備事務所長

委員 飯能県土整備事務所長

委員 東松山県土整備事務所長

委員 新河岸川総合治水事務所長

委員 荒川右岸下水道事務所長

委員 国土交通省荒川上流河川事務所長

委員 国土交通省大宮国道事務所長

建築ブロック

委員長 参事兼主席工事検査員（建築担当）

副委員長 営繕課長

委員 住宅課長

委員 設備課長

委員 営繕工事事務所長

委員 国土交通省関東地方整備局営繕部営繕調査官

委員 国土交通省東京第1営繕事務所長